

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成27年12月18日（平成27年（行情）諮問第747号）

答申日：平成28年6月20日（平成28年度（行情）答申第135号）

事件名：平成25年に特定政党の東日本大震災復興加速化本部に対して財務省幹部らが行った説明資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2013年、特定政党の東日本大震災復興加速化本部に対し、財務省幹部らが行った説明資料と協議記録（別紙・特定記事をご参照ください）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月13日付け財計第3221号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

不開示理由が、「開示請求のあった記載内容を含む行政文書の保有が確認できなかったため」ということだったが、当時の特定政党の東日本大震災復興加速化本部（以下「復興加速化本部」という。）の検討作業は、国の財政にも関わる重要なプロセスであり、「確認できない」とは理解しかねる。再度、入念な調査を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成27年10月22日付け（同月26日受付）で法3条に基づき、異議申立人から本件対象文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

これに対して、財務大臣（処分庁）は、法9条2項に基づき、平成27年11月13日付け財計第3221号により、行政文書不存在を理由として不開示決定（原処分）を行った。

この処分に対し、平成27年11月18日付け（同月19日受付）で行

政不服審査法（昭和37年法律第160号）6条に基づき、異議申立人から、原処分を取り消し、本件開示請求に係る行政文書の開示を求めるとの異議申立てがあったものである。

2 異議申立人の主張

上記第2の2と同旨

3 諮問庁としての考え方

（1）本件開示請求に係る行政文書について

異議申立人は、特定政党の復興加速化本部に対し、財務省幹部らが行った説明資料と協議記録の開示を請求している。

（2）本件対象文書の存否について

特定政党の復興加速化本部に対し、財務省幹部らが行った説明資料と協議記録が分かる資料について

ア 該当する資料は、財務省が復興加速化本部における会議等において説明した資料と協議した記録が分かる資料である。

イ このことから、財務省の職員が、特定政党の復興加速化本部における会議等に出席した事実があるか否かという観点から確認を行った。

ウ その結果、特定政党の復興加速化本部における会議等に財務省職員が出席した事実については確認できた。

その上で、復興加速化本部における会議等において2013年に財務省が提出した資料及び協議記録の有無を、特定政党の復興加速化本部における会議等に出席した職員が所属する部局（以下「関係部局」という。）において確認したところ、提出した資料及び協議記録は一切なかった。

エ なお、財務省行政文書管理規則においても、全ての参加会議に係る協議記録を作成することとはされていない。

オ よって、原処分を行ったものである。

カ なお、異議申立てを受けた際に再度、関係部局において文書探索を行ったものの、本件開示請求に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

4 その他

異議申立人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のように、財務省は本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから、処分庁の行った原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年12月18日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③平成28年6月2日 審議
- ④同月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書において、特定政党の復興加速化本部における会議等に財務省の職員が出席した事実が確認できた旨を説明しているのので、その内容等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 特定政党の復興加速化本部における会議等は、財務省が主催したものではなく、いつ、どこで開催されたどのような会議等であったのか、行政文書として記録したものがないことから、現時点において詳細は不明であるが、財務省の関係部局に対し聞き取りにより確認した限りでは、当該会議等には、大臣官房会計課、大臣官房政策金融課及び主計局の課長クラスの職員又は課長補佐クラスの職員が出席しており、その他復興事業を所管する他省庁の職員も出席していたとのことである。

イ 行政文書として記録したものがないことから、現時点において詳細は不明であるが、財務省の関係部局に対し聞き取りにより確認した限りでは、特定政党の復興加速化本部における会議等においては、復興事業を所管する省庁から復興事業に係る資料の配付があったが、当該会議等に関して財務省が作成し、説明に使用した資料や提出した資料はなかったとのことである。この点については、一般論として、予算関連の説明資料等は、事業を所管する省庁が作成し、提出するものであるから、当該会議等の際も、例えば、復興を総括する内容の文書であれば復興庁が作成・提出し、個別の復興事業に係る内容の文書であれば当該個別の復興事業の所管官庁が作成・提出した一方で、財務省としては特段の資料を作成していなかったものと考えられる。

また、参加会議に係る協議記録も作成されていないが、これは、財務省行政文書管理規則9条及び同別表第1に照らし、その作成は

必要ないものと判断し，作成しなかったものと考えられる。

以上のとおり，特定政党の復興加速化本部における会議等において2013年に財務省が説明（提出）した資料及び協議記録は，そもそも財務省において作成していない。

なお，上記の復興事業を所管する省庁から配付された復興事業に係る資料は，財務省行政文書管理規則に基づき，保存期間を1年未満とする文書として管理していたものであり，適宜の時期に廃棄されたものと認められ，その保有は確認できなかった。

ウ 本件対象文書の探索は，本件開示請求を受けた際及び異議申立てを受けた際に関係部局において実施したが，保有は確認できなかった。

(2) そこで，当審査会事務局職員をして，2013年（平成25年）の特定政党の復興加速化のための提言及びそのフォローアップ等を確認させたところ，それらの記載内容からは，提言がされた各事項への対応状況等について担当する各省庁から情報提供等が行われたが，それら提言項目に係る担当省庁に財務省は含まれておらず，その他財務省職員が何らかの説明をしたことをうかがわせる記載もないことが認められる。そうすると，特定政党の復興加速化本部における会議等に関して財務省が作成し，説明に使用した資料や提出した資料，協議記録はないとする諮問庁の上記（1）イの説明は不自然，不合理とはいえない。

また，開示請求者（異議申立人）が本件開示請求書に添付した特定記事の内容には，財務省が本件対象文書を作成，保有していることをうかがわせる記載は認められず，ほかに本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。さらに，本件開示請求及び異議申立てを受けて2度にわたり関係部局を探索したが，本件対象文書は確認できなかったとして，これを保有していないとする諮問庁の上記（1）ウの説明を否定することまではできない。

したがって，本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ず，財務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，財務省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子